

見直し方針の検討

視点① 上位・関連計画の改定策定との整合

現行計画策定後に市の上位計画である「総合計画」、関連計画となる「都市マス」、「緑の基本計画」、「環境基本計画」等が策定されていることから、将来像や施策等との整合を図る必要がある。

年度	法令・計画・施策等
H12 (2000)	□鳥取県景観形成条例制定 (自主条例)、H20 鳥取市景観形成条例改正
H15 (2003)	□美しい国づくり政策大綱 (H15. 7)
H16 (2004)	□景観法制定 (H16. 6. 18 公布、H16. 12. 17 一部施行、H17. 6. 1 全面施行)
	景観法運用指針 (H16. 12~R6. 7 改正)
H18 (2006)	□景観行政団体 認定
H19 (2007)	□鳥取県景観形成規則 (同上)
	□鳥取県景観計画策定 (H19. 10. 1) ■鳥取市景観計画策定 (H20. 3. 25 告示)
H20 (2008)	鳥取市緑の基本計画策定 (H21. 4)
H24 (2012)	鳥取市屋外広告物条例施行に伴う鳥取市景観計画の変更
	鳥取市公共サインガイドライン (H22. 10)
H27 (2015)	第 10 次鳥取市総合計画策定 (H28. 4) /基本計画の計画期間 H28~H32
H28 (2016)	鳥取市都市計画マスタープラン策定 (H29. 3)
R2 (2020)	第 3 期鳥取市環境基本計画策定 (R3. 3)
R3 (2021)	第 11 次鳥取市総合計画策定 (R3. 4) /基本計画の計画期間 R3~R7
	鳥取市歴史文化基本構想策定 (R4. 3)
R5 (2023)	鳥取市発光可変表示広告物の手引 (R6. 2)

※袋川緑地サクラ管理計画は策定中

視点② 各種会議（景観形成審議会）で現行計画に記載のないものへの対応

景観計画策定後に、景観形成審議会で議論された内容について、現行計画に記載のない項目については、追加、修正等を行う必要がある。

年度	主な審議内容
H24 (2012)	鳥取城趾観光推進計画 (案)、鳥取赤十字病院の建て替え 鳥取市立北中学校校舎改築工事 鳥取駅南口交通広場の整備
H25 (2013)	(仮称) 鳥取市医療看護専門学校に関する基本設計 風紋広場北東側植栽 モニュメントの取り扱い方針意見募集結果
H26 (2014)	鳥取市緑のまちづくり基本構想策定方針 (案) 風紋広場へのトイレ設置 鳥取城跡堀端景観整備事業
H27 (2015)	市道山の手通り (お堀端通り) 整備事業
H28 (2016)	鳥取市気高道の駅 (仮称) 整備事業の基本設計 (案)
H29 (2017)	久松山山系景観形成重点区域内におけるマンションの建設
H30 (2018)	鳥取市屋外広告物条例に基づく屋外広告物規制地域の指定
R1 (2019)	国道 53 号若桜橋の高欄嵩上げ 継続審議 (書面決議) 鳥取市覚寺広告塔
R2 (2020)	鳥取市民体育館の整備
R4 (2022)	久松山山系景観形成重点区域内における裁判所の建替え 鳥取市公設地方卸売市場再整備計画
R5 (2023)	デジタルサイネージ (発光可変表示式広告物) の手引きの策定

視点③ 各種会議（議会）で現行計画に記載のないものへの対応 2

議会答弁（平成 29 年 9 月～令和 6 年 6 月）より

テーマ	年度	議会質疑	市の回答
市民との意識共有	平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の意見からも、現在の景観計画の基準では「城下町の景観」を守りきれない。勉強会が必要では。 住民とともに検討を進める機会を設定する必要があるのでは。マンションの例（久松地区・西町）1つをとっても、地域住民の声が市に届いていないように思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在のところ勉強会等を行う予定はないが、今以上の強制力を伴う規制の強化は個人の権利の制限となることから、関係区域の住民の合意形成が前提であり不可欠である。 都市計画法における地区計画など、住民提案制度があり、区域住民によるそういった動きがあるのであれば情報提供などで支援していきたい。
	令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成にあたり、市と市民が共通認識を図り合意形成のもと取り組んでいく具体的な仕組みが必要と考える。どのように検討しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観形成は行政だけでなく市民との協働が重要で、意見を伺いながら景観形成を進めていくことが必要と考えている。 そのためにも、まずは市民の景観意識の向上が図れるよう、市街地のランドマークである久松山のビューポイントをホームページや SNS で紹介し、良好な景観の情報、意見を聴取する準備を行っている。並行して、具体的な仕組みについては研究していきたいと考える。
景観計画の行為の制限における判定基準の明確化・具体化	平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の意見を取り入れ、例えば、建築物の高さ制限の基準など、細則制定を検討していく必要があるのでは。 現行制度で行えるのは勧告のみ。景観地区を設けて高さ規制を行うなど、強制力のある施策が必要では。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人により感じ方が異なるため、一義的な基準を設け判定できるものではないと考える。 用途地域において容積率、建ぺい率等で建物の制限をしており、さらに高さ制限等の規制を加えることは、一定の広がりを持つ区域での住民の合意形成が必要であると考え、現段階では難しいと考える。
	令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> 三階櫓の復元整備を生かすためにも、高さ規制を含めた城跡周辺の景観計画についての見直しが必要では。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに高さの数値基準を定めることは、規制を強化することとなり個人の権利の制限に繋がるため、一定の広がりを持つ区域での住民の皆様や土地所有者などの合意形成も必要となりますので、高さ規制を含めた景観計画の見直しは慎重に検討していきたい。
	平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> 城跡周辺の景観整備にあたり、例えば、統一カラーなど、より具体的な基準を設けては。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の計画では、周辺の緑に調和する落ち着いた色彩とすることとし、「マンセル表色系」で基準の色彩を表している。 城跡周辺の公共施設については「史跡鳥取城跡の保存整備計画」と調和した色彩となるよう、文化財担当、景観担当とで相互に確認し、色彩の誘導を実施している。今後、城跡周辺の公共施設の整備における色彩等景観の基準について研究したいと考えている。
	令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> 鷲峰山が大堤池に映る「さかさ鷲峰」に、移設した鉄塔が映り込むなど、景観に影響が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業については、モニタージュによる意見照会を実施したところ、「鉄塔の色において景観へ配慮するように」という意見があり、事業者へ指導を行った。配色の変更が行われた計画に対し審査した結果、鳥取市景観計画に定める周辺の景観と調和した色彩であると判断した。
山あて景観におけるビューポイント、眺望点の設定	平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体において眺望景観の保全区域に対して、有効な施策を施行（高さ規制等）しているところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 弘前市や熊本市などで景観計画の中に眺望の保全区域を設定し、高さの数値基準を定めている。これは届出を受けて、景観計画に適合しない場合に指導、勧告を行う制度となっている。新たな数値基準の設定は、個人の権利に制限をかけるため、現段階では難しい。
	令和 元年	<ul style="list-style-type: none"> 久松山の山あて景観は、若桜街道、智頭街道の 2 軸からの景観を想定している。どのあたりから見るのがビューポイントとして適しているか、市民と一緒に考えては。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘の景観の保全については、市民の生活に密着し、多くの人の交流がある若桜街道、智頭街道、花見端通りからの景観を想定している。 現在整備中の山の手通りの整備事業、鳥取場跡の大手登城路の整備が完成すると、城跡周辺の景観が一変することから、山あて景観を含めた城跡周辺の視点場、いわゆるビューポイントを設定することは必要と考えており、今後調査研究したいと考えている。
	令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> 「袋側緑地サクラ管理計画」により整備が進められる予定だが、桜土手から久松山を眺める景観の保全についてはどう考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 桜土手から臨む久松山の景観保全については、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて改定する「鳥取市景観計画」において、桜土手と主要幹線道路等との交差点にビューポイントを設定し、この地点での久松山の山あて景観の保全に必要な仰角の設定を盛り込む予定にしており、久松山への景観保全に繋がるものと考えている。
樹木や山林の保全に関する施策の策定	平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取城跡内の樹木の伐採については、景観法上どのような取り扱いとなっているか。 山林の保存という視点においては、麓を含めた一体的な景観保全計画を策定すべきでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出は不要、文化財としての現状変更許可をもって実施している。 鳥取市景観計画は、景観施策の具体化、実現に向けた施策の展開方針を示すもので、山林等の保存についても、景観計画を踏まえた各所管における管理計画等を運用した取り組みにおいて実現されていくものと考えており、新たな計画等の策定は考えていない。
新たな大規模施設	平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な太陽光発電施設に対し、環境影響評価対象事業とすることも含め、独自の条例をもって規制をかけている自治体もあるが、市長の認識はどうか。 「鳥取市自然保護及び環境保全条例」、「鳥取市景観形成条例」との整合性は。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設について、国では環境影響評価法に基づく環境アセスメントでの評価対象事業への追加が検討されている。 鳥取市では、自然保護及び環境保全条例において、大規模な風力発電や太陽光発電などの開発について具体的な検証が必要と考えている。 また、景観形成条例においても、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等の対象に 1,000 m²以上の太陽光発電設備の開発を含め、協議、指導を実施している。当面は個々の事業について対応していくスタンスだが、環境保全、自然保護の問題は、観光やまちづくりなどの施策も含めて考えていきたい。
景観形成重点区域の追加	令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致とはどのようなもので、本市ではどのように関わっているのか。 それらに対しても市として取り組みを講じていくことが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致とは、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した祭りや年中行事などの人々の活動、その活動が行われる城や神社仏閣などの歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境とされている。本市の歴史的風致としては、例えば用瀬地域の「用瀬のひな送りや三角山神社本殿」、鹿野地域の「城山神社祭礼行事や石尾家住宅主屋」などがあり、これらを活かす取り組みとして道路美装化などの修景事業を行っている。 地域住民の機運醸成に取組んだ上で、新たな景観形成重点区域として追加することを、「鳥取市景観計画」の改定の中で検討してみたいと考えている。

視点④ 他自治体の事例から見直しに必要な項目を補足する

現行計画の見直しを検討する上で参考となる自治体について、事例調査を行った。対象は全国の自治体のう

各自治体の見直しの視点

都道府県	市区町村	策定年月日	見直し年月日	景観計画名称	重点地区等	景観重要			景観資源							阻害要因				基準の見直し		
						建造物	樹木	公共施設	地域別	歴史文化	樹林	歩夜行間空景間観	農地	緑地化、水辺	・眺望景観	都市開発	風太陽光発電・	マンション	屋外広告・電子看板		幹線沿道	
北海道	北海道	平成20.10	令和4.5.1	北海道景観計画													○					
岩手県	北上市	平成21.9.30	令和6.3	北上市景観計画																		○
秋田県	秋田市	平成21.4	令和4.3	秋田市景観計画	○			○														
福島県	白河市	平成23.4	令和5.12.13	白河市景観計画	○												○					○
栃木県	宇都宮市	平成20.1	令和6.4	宇都宮市景観計画	○																	
栃木県	佐野市	平成23.11.22	令和5.3	水と緑と万葉のまち景観計画	○				○								○					
埼玉県	埼玉県	平成20.4	令和6.9.3	埼玉県景観計画																		○
埼玉県	川口市	平成19.10.1	令和5.1.1	川口市景観計画																		○
埼玉県	朝霧市	平成28.4.1	令和4.4.1	朝霧市景観計画																		○
埼玉県	志木市	平成23.4.1	令和4.3	志木市景観計画	○																	○
千葉県	千葉市	平成22.12.21	令和5.9.29	千葉市景観計画								○										○
千葉県	流山市	平成20.4	令和4.4.1	流山市景観計画	○							○					○			○		○
千葉県	木更津市	平成28.4.1	令和4.6.1	木更津市景観計画	○												○	○		○		○
東京都	世田谷区	平成20.4	令和4.10.1	世田谷区風景づくり計画	○												○					○
東京都	府中市	平成20.4.1	令和4.5.12	府中市景観計画	○						○			○	○					○		○
東京都	新宿区	平成21.4	令和5.3	新宿区景観まちづくり計画								○							○	○	○	○
東京都	板橋区	平成23.8.22	令和4.4.1	板橋区景観計画	○																	○
東京都	豊島区	平成28.3	令和4.6	豊島区景観計画	○												○					○
神奈川県	三浦市	平成27.7.1	令和5.1	三浦市景観計画																		○
富山県	富山市	平成23.7.1	令和5.4	富山市景観まちづくり計画								○					○			○		
福井県	勝山市	平成23.12	令和5.3	勝山市景観計画													○					○
岐阜県	各務原市	令和1.6	令和6.8.30	各務原市景観計画																		○
愛知県	犬山市	平成20.3	令和5.3	犬山市景観計画						○											○	○
愛知県	岡崎市	平成24.7	令和4.4	岡崎市景観計画													○					
三重県	松阪市	平成21.1.1	令和5.4.1	松阪市景観計画													○					○
滋賀県	滋賀県	平成20.5	令和4.3	滋賀県景観計画	○												○					○
滋賀県	野洲市	平成24.10	令和5.1.1	野洲市景観計画													○					
京都府	京都府	平成20.10.1	令和4.4	関西文化学術研究都市(京都府域)における景観の形成に関する計画																		○
京都府	亀岡市	平成27.10.1	令和3.7.12	亀岡市景観計画	○												○					
大阪府	大阪市	平成18.2	令和6.3	大阪市景観計画	○																○	
兵庫県	川西市	平成27.3	令和6.3	川西市景観計画																		○
兵庫県	宝塚市	平成24.10.15	令和6.9策定中	宝塚市景観計画	○	○																
奈良県	奈良市	平成22.4.1	令和4.7.1	奈良市景観計画	○																	○
広島県	広島市	平成27.1	令和4.1.4	広島市景観計画	○										○	○	○				○	○
山口県	山口市	平成25.3	令和3.10	山口市景観計画	○												○					
福岡県	福岡市	平成24.3.29	令和6.3	福岡市景観計画	○																	○
長崎県	長崎市	平成23.4.1	令和4.4.1	長崎市景観計画	○	○	○															
長崎県	大村市	平成27.4	令和4.12	大村市景観計画	○	○					○										○	○
熊本県	熊本市	平成21.10.1	令和5.1.15	熊本市景観計画																		○
熊本県	玉名市	平成28.9.15	令和5.3	玉名市景観計画	○												○				○	○
宮崎県	宮崎市	平成20.1.1	令和5.3	宮崎市景観計画	○												○					
沖縄県	恩納村	平成26.3	令和6.3	景観むらづくり計画	○																	○
合計					24	3	3	5	1	1	2	3	1	2	2	1	6	11	2	8	2	29

視点⑤ 景観に関する満足度は、調査対象の質・量から判断困難なため再調査が必要

今回行ったアンケートは対象者が限定的で、対象者により回答の傾向が異なる結果であった。また、課題を抽出するためには十分な意見集約ができなかったと考える。

今後、より多くの意見を集約したうえで、専門家の意見等も伺いながら課題抽出する必要があると考える。また、景観づくりに関する広報や情報発信、住民参加の場の提供などにより、景観意識の醸成が必要である。このため、アンケート調査の再度実施を検討する。

区分	LINE (R5. 10. 22~10. 31)	インターネット (R5. 10. 19~10. 29)	事業者 (R5. 11. 14~11. 28)
目的	市民の意見を伺い、より良い景観を考えるため	同左	同左
調査対象	鳥取市公式LINE登録者	令和5年度 鳥取市広報モニター	建築士会、建物取引業協会、造園建設業協会 広告美術業協同組合、商工会議所各関係団体の役員
調査方法	LINEアンケートに回答	インターネット上に設置したアンケートに回答	インターネット上に設置したアンケートに回答
調査期間	令和5年10月22日(日)~10月31日(火)	令和5年10月19日(木)~10月29日(日)	令和5年11月14日(火)~11月28日(火)
回答者数	回答者数715/24, 258 (回答率3%)	回答者数87/102 (回答率85%)	回答者数35/95 (回答率37%)
鳥取らしい景観とは	「砂丘・海など海浜の自然」64% 「豊かな山なみ」12% 「歴史的な建造物や地域の文化を活かした街なみ」10%	「砂丘・海など海浜の自然」81% 「豊かな山なみ」9% 「歴史的な建造物や地域の文化を活かした街なみ」5% 「田園風景」5%	「砂丘・海など海浜の自然」50% 「歴史的な建造物や地域の文化を活かした街なみ」20% 「豊かな山なみ」9% 「その他」9% その他の内容：自然、田園風景、街なかの緑空間の一体性 海浜と山なみの共存、場所によりけり
鳥取らしい景観の満足度	「満足」43% 「どちらともいえない」30% 「非常に満足」12%	「満足」55% 「どちらともいえない」31% 「非常に満足」7%、「不満」7%	「非常に満足」12% 「満足」43% 「どちらともいえない」30%
15年前と比較して「悪くなった」の割合の高い項目	「住宅地景観・集落景観」30% 「商業業務地景観」43%	「商業業務地景観」31%	「住宅地景観・集落景観」31% 「商業業務地景観」60%
景観を阻害していると感じるもので回答数の多い項目	「管理されていない空き地や空き家・空き店舗」486 「管理が行き届いていない公園や河川」341	「管理されていない空き地や空き家・空き店舗」64 「管理が行き届いていない公園や河川」42	「管理されていない空き地や空き家・空き店舗」23 「管理が行き届いていない公園や河川」17 「統一感のない街なみ」15
市に期待する良好な景観形成に向けた取り組みで割合の高い項目	「歴史的建造物などの保全、整備」356 「公共施設等の整備」269 「街路樹や公共施設などの緑化推進」253	「歴史的建造物などの保全、整備」40 「街路樹や公共施設などの緑化推進」38 「公共施設等の整備」32	「歴史的建造物などの保全、整備」19 「建築物のデザイン等を誘導するためのルールづくり」17